

災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定書

立川市（以下「甲」という。）とIKEA立川（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急用食糧品及び日用品等（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、立川市内において、地震、風水害その他の災害（以下これらを「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う物資供給活動に対し、乙が協力して行う物資の供給等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容及び要請）

第2条 立川市内において、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を必要と認める場合は、甲は、乙に対してその保有する物資の供給を要請すること（以下「供給要請」という。）ができるものとする。

（協力の要請）

第3条 乙は、甲から供給要請を受けたときは、可能な範囲で協力を行うものとする。

（供給物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給要請をすることのできる物資は、乙が現に保有し、優先して供給が可能なものとする。

（供給の手続）

第5条 甲が乙に対して供給要請をするときは、原則として、次の各号に掲げる事項を記載した災害時における物資供給要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で協力を要請し、後日要請書を提出することができるものとする。

（1）納入日時

（2）納入場所

（3）要請品目

（4）要請数量

（5）その他必要な事項

2 乙は、甲から前項の規定により供給要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な物資の供給措置を講ずるものとする。

3 物資の受け渡し場所は、甲が定めるものとする。ただし、状況によっては、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

（物資の価格）

第6条 甲の供給要請に基づき、乙が供給する物資の価格は、災害発生時直前における価格を基準として甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

（物資代金の請求と支払い）

第7条 乙は、供給活動が終了したときは、速やかに災害時における物資供給報告書兼請求書（第2号様式）により甲に報告し、併せてその業務に要した費用を請求するものと

する。

2 甲は、前項の規定による請求に基づき、内容を確認し、速やかに乙が供給した物資の代金を支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、第3条の規定により業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

(有効期間等)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙からなんらの申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年12月9日

(甲) 立川市泉町1156番地の9

立川市

代表者 立川市長 清水庄平

(乙) 立川市緑町6番地

IKEA立川

代表者 店長 村井武志